

●香川県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年2月27日から同年3月19日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 川東高松線（172号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市宮脇町一丁目19番12地 先から 高松市宮脇町一丁目1番2地 先まで	13.3～18.2	168	令和3年1月29日付け香川県告示第41号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年2月27日